

中国における植物新品種保護の制度と現状

何 小 萍*

抄 録 中国経済の急速な発展とともに、日本で育成された新品種が中国に持ち出され、生産及び販売されるほか、その種苗を用いて得られた収穫物が、日本に逆輸入される事例も増加してきている。育成者に対する不利益を防止するため、中国の植物品種保護制度により品種登録を行い、育成者権を保護することが重要になっている。日本の育成者権を有効に中国において保護していくため、中国の植物品種保護の制度及び現状について十分に知る必要がある。本稿は、筆者が担当している中国での植物品種登録の実務及び中国の品種保護制度について、総合的にまとめたものである。さらに、筆者が、農林水産省生産局種苗課による農林水産先端技術産業振興センター（STAFF）が主催する2005年12月の「中国植物品種保護制度交流考察団」及び2006年2月の「中国、韓国植物保護官民合同ミッション」に参加して得た中国における最新の植物品種保護の現状も本稿に加えたものである。

目 次

1. はじめに
2. 国際間での植物新品種の協力的な保護の概況
 2. 1 国際間での植物新品種保護の歴史と方式
 2. 2 植物新品種保護国際同盟 (UPOV) の紹介
 2. 3 UPOVの78年条約と91年条約の相違
3. 中国における植物新品種保護の概況
 3. 1 植物新品種保護に関する法律と法令
 3. 2 植物品種保護制度の概要
 3. 3 品種権の取得と権利行使の現状
4. 中国における品種権の取得実務
 4. 1 品種権の出願
 4. 2 出願用技術書類の要件
 4. 3 初歩審査、公表、仮保護
 4. 4 実体審査
 4. 5 不服審判、無効審判及び審決取消訴訟
 4. 6 品種権を取得するためにかかる費用
5. 中国における品種権の権利行使
 5. 1 品種権の内容
 5. 2 品種権の主な侵害方式
 5. 3 品種権侵害の対策
 5. 4 知財訴訟の種類と留意点
6. おわりに

1. はじめに

植物新品種の育成者権は、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化のため、農林水産業分野における重要な知的財産権である。近年、日本で育成された新品種が海外に持ち出され、生産又は販売されるほか、その種苗を用いて得られた収穫物が、日本に逆輸入される事例も増加してきており、育成者に対する不利益を防止するため、諸般の対策が求められている。2003年の関税定率法の改正により、輸入禁制品に育成者権侵害物品が追加され、申立てによって侵害品の逆輸入の差止めができるようになったのもその対策の一つである¹⁾。しかし、外国におけるその品種の増殖行為又は日本以外の第三国への輸出を差し止めることができないため、外国における侵害行為に対して、その国の制度により品種登録を行い、権利行使することが重要になってきている。

中国は、急速に発展しつつ、世界の工業生産

* 平木国際特許事務所 生物学博士 HE Xiaoping

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

地として、今や世界経済の中で重要な地位を占めるに至っている。また、2004年には、中国はアメリカを抜いて、日本の世界貿易額の21%を占め、日本の最大貿易相手国になった。中国において日本の育成者の利益をどのように保護していくかについて、益々関心が集まっている。日本の育成者権（中国では品種権と呼ばれている）を有効且つ強力に中国で保護していくため、中国の植物品種保護制度及び現状について十分に知る必要がある。しかし、中国における植物品種保護制度に関する文献は、まだ少ないのが現状である。そこで本稿は、国際間での植物新品種の協力的な保護に基づく、中国における植物品種保護制度及び現状についてご紹介し、あわせて中国での品種権の取得実務及び権利行使にも触れてみたい。

2. 国際間での植物新品種の協力的な保護の概況

2.1 国際間での植物新品種保護の歴史と方式

1474年からヴェネチア共和国が世界で最初の特許法「発明者条例」を公布し、知的財産保護の歴史は始まったが²⁾、植物新品種は、生物特有の性質から、反復可能性の問題や、進歩性がないこと等が障害となって、特許保護の運用は定着しなかった。しかし、植物新品種の育成によって、農林業に対して巨大な経済効果があり、育成者の権利に関する議論は100年前から継続して行われてきた。1900年のメンデルの遺伝法則の再発見による科学的育種の開始後、早くも1904年にはフランスの果実栽培学会で植物製品の保護の要請が行われ、1921年にはイギリスの園芸協会が植物名称審査制度を実施し、1930年にはドイツでも品種名称保護のための法律が制定され、特別法による植物品種保護制度が始まった。一方、アメリカは、1930年に世界初の植

物特許法を制定し、無性繁殖の植物新品種に対し、特許法による保護が始まった³⁾。日本では、1947年農林省において【農産種苗法】が制度化、特別法による植物品種の名称登録制度が始まり、1975年特許庁において植物新品種の審査基準が発表され、特許法による保護も始まり、さらに、1978年農林水産省において1978年UPOV条約に基づく【種苗法】が制定され、植物品種保護制度が始まった⁴⁾。

現在、世界において植物新品種保護の方式は主に日本、米国を代表とする特別法と特許法による二重保護、及びその他の大多数の国、即ちEU、中国を代表とする特別法による保護の二種類である。特許法による保護は、当業者が再現可能な技術開示や、品種の発明としての進歩性が要求されるが、特許権の保護の程度が高く、“均等論”などの特許権利者に有利な権利解釈がある。特別法による保護は、当業者が再現可能な技術開示は不要で、区別性があればよく、進歩性を全く要求しないが、農家の特権の例外等があつて、権利の性格が違う⁵⁾。また、EU、中国では、植物品種としては、特許法による保護はできないが、本質的に生物学的方法に該当しない植物の育成法については、特許を受けることが可能であり⁶⁾、育成法特許によって、保護された育成法を使用し直接得られた製品に権利を及ぼすことができる。

2.2 植物新品種保護国際同盟(UPOV)の紹介

1961年12月2日、パリで「植物新品種保護国際同盟」(UPOV)が結成され、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)が締結された。加盟国はUPOV条約に従って、育成者の権利が特別法による保護又は特許法により保護がされ、また、保護に際しては、加盟国の国民は他の同盟国において、育成者の権利の保護に関して内国民待遇が与えられ、国際間での植物

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

品種の協力的な保護が行われるようになった。その後、UPOV条約は、72年、78年、91年の3回に渡って大幅に改正された。現在（2005年10月15日）UPOVの加盟国は、60か国であり、アジアでは日本、中国、韓国及びシンガポールが加盟している。加盟国は、33か国は91年条約を、25か国は78年条約を採用し、ベルギーとスペインだけは72年条約を採用している⁷⁾。

2. 3 UPOVの78年条約と91年条約の相違

日本、米国などの先進国は、主に91年条約を採用しているが、EU、中国等の国では主に78年条約を採用している。同じUPOVの加盟国としても、加入している条約によって育成者権の保護の程度が異なるので、育成者の利益を守るため、まず、78年条約と91年条約の主な相違点を十分に理解しなければならない。数多くの相違点があり、その主な相違を説明していきたい。

(1) 保護すべき植物種類の相違

両条約とも、あらゆる種類の植物を保護対象に適用できるとしながら、78年条約の第4条では、条約によって拘束されることとなる日に最低5種類、3年以内に最低10種類、6年以内に最低18種類、8年以内に最低24種類の植物を保護の対象にしなければならないと規定している⁸⁾。それに対し、91年条約の第3条は、既加盟国に対して、条約によって拘束されることとなる日から5年以内にすべての植物の種類を保護の対象にしなければならない、また、新加盟国に対して、拘束されることとなる日以降少なくとも15の植物の種類、10年以内にすべての植物の種類を保護の対象にしなければならないと規定している。

(2) 育成者権の保護期間の相違

育成者権の保護期間について、78年条約の第8条は、育成者権の付与の日から15年未満であってはならない、永年性植物に対しては18年未満であってはならないと規定している。91年条

約の第19条では、それぞれ20年未満と25年未満であってはならないと規定している。

(3) 育成者権の内容の相違

78年条約第5条によって、育成者権行使の対象は、商業の販売を目的とする種苗の増殖等になっている。それに対して、91年条約の第14条では、育成者権が大幅に強化され、育成者行使の対象は、種苗のみならず、収穫物、収穫物から直接に生産された加工品も含み得る。種苗に関する行為では、生産又は再生産、増殖のための調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、又は輸出と輸入にも及ぶ。また、保護される品種に由来する従属品種の概念も定義され、保護範囲に入れてきた⁸⁾。さらに、91年条約の第15条には、農家の自家増殖の例外特権について、任意的な権利例外として、この特権の保護が各国の裁量に任されることになった。

3. 中国における植物新品種保護の概況

3. 1 植物新品種保護に関する法律と法令

中国政府は、2001年12月に正式にWTOに入るため、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)に規定された要件を満たそうと努力し、知財に関する法令を整備してきた。TRIPS協定第27条に、植物品種に対する保護が明確に要求されているが、中国特許法において植物新品種が保護されないので、中国政府は【植物新品種保護条例】を1997年10月1日に公布した。また、1999年4月23日に、アジアで2番目に78年UPOV条約に加入し、同日に、中国国内外から植物新品種権の出願を受理し始めた。【植物新品種保護条例】の実施に応じるため、中国政府は、引き続き【植物新品種保護条例実施細則（農業部分）】(1999年)、【植物新品種保護条例実施細則（林業部分）】(1999年)、【農業植物新品種所有権侵害事件処理規定】(2002年)、【農業部植物新品種再審委員会審理

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規定】(2001年)、【農業植物新品種所有権代理規定】(2003年)などの規則を公布した⁹⁾。

上記の植物品種保護の実務に関する法令以外に、日本の【種苗法】と対応する中国の【種子法】の第12条に、植物品種保護制度の方針を定めた。従って、中国での品種保護制度の応用は、【植物新品種保護条例】等の法令に基づき行われ、【種子法】がその法的な裏打ちとなっている¹⁰⁾。

3. 2 植物品種保護制度の概要

ここでは中国の植物品種保護制度について具体的に説明する。

中国で出願できる新品種は、育成された植物の品種又は発見された野生の品種を発展させたものである。新品種の登録について先願主義制度が採用されており、また、同一品種の出願は、外国に出願をしてから12か月以内に、優先権を主張して出願することができる。そして、中国で保護される品種は保護リストが公布されている品種に限られている¹¹⁾。2005年12月までに、中国政府は、6回の農業植物品種保護リスト、4回の林業植物品種保護リストを公布しており、保護を受ける植物の属と種の数が増えたその中には、農業品種が62種、林業品種が78種ある^{12), 13)}。

日本の農林水産省種苗課での育成者権の出願と違って、中国での品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願することになる⁹⁾。外国からの出願に関しては、認定された品種権代理機構を通じて出願しなければならない。現在、中国農業部は農業関係品種の代理機構として2ヶ所を認定し、林業局は林業関係品種の代理機構として21ヶ所を認定している。また、中国の品種代理人の資格と特許代理人の資格は別のものであって、農業と林業の植物品種権代理人になるためには、それぞれ農業部と林業局の品種権代理人の国家資格試験に合格しなければ

ならない¹⁴⁾。

現在、中国は78年UPOV条約に加入しているため、外国の優秀品種が中国で保護できない場合もあり、中国に進出する障害の一つになっているほか、中国国内で農業と林業とを合わせた出願件数は、2004年は約800件、2005年は約1,000件であって、国内からも植物品種保護の強化への要求が高まっている¹⁴⁾。法律学者の間では、91年UPOV条約加入などに関する品種権の強化に向けた討論が積極的に行われている一方¹⁵⁾、中国政府も、91年UPOV条約への加入を検討しているように見うけられる¹⁴⁾。

3. 3 品種権の取得と権利行使の現状

中国における品種権の取得に関して、中国農業植物新品種保護室のホームページによると、農業関係の品種では、1999年4月から2005年11月末までに農業部の受理した出願件数は合計2,783件、そのうち、外国からの出願が107件で、日本からの出願は18件である。2005年1月から11月までの出願件数は合計737件で、外国からの出願は75件である。2005年の外国からの出願件数は、これまで5年の合計の2倍以上であり、特にアメリカからの出願は2004年までは1件しかなかったが、2005年には24件の出願となっている。種類別に見れば、大規模耕作の農作物が2,506件、野菜が127件、観賞植物が77件、果樹が71件である。2005年12月末現在、農業部の品種所有権を授与されたものは合計698件ある¹⁶⁾。それに対して、林業関係の品種について、2004年末までに林業局の受理した出願件数は合計305件、そのうち、外国の出願が64件である。主にバラ、ボタン、ポインセチア、ホトトギス、ポプラ、クリ、アンズ、ユーカリ、クルミなどの種類である。2004年末までに林業局の品種所有権を授与されたものは合計72件ある。木本観賞植物出願件数は253件で、林業関係出願の総件数の82.95%を占める⁹⁾。2005年8月13日に中

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国農業部の「植物新品種の展示及び譲渡大会」の報道によると、植物新品種の年間出願件数は、品種保護制度が導入されてから6年間、30%以上の年成長率で、UPOV加盟国の第4位になった¹⁶⁾。

中国における品種権の権利行使については、2001年から政府は12の省を選んで植物新品種保護の法律執行を試行し始め、それを徐々に全国に広げている。2004年末までに、17の省が新品種所有権侵害及び偽物侵害（詐称）事件863件を調査、処理した。調査した事件の内、植物品種の所有権侵害事件299件、登録品種の詐称事件564件である⁹⁾。

4. 中国における品種権の取得実務

4.1 品種権の出願

中国における品種権の登録は、農業関係と林業関係の品種に分けられ、農業部と林業局の別々の担当官庁に出願しなければならない。品種権の出願に必要な書類は、代理委託書、出願願書、説明書（説明書要約と特性表を含む）、植物体の写真であり、その他にも、出願の条件によって、種子や証明書類等が必要な場合もある。また、全ての出願書類は、中国語の翻訳文が必要である^{17), 18)}。

4.2 出願用技術書類の要件

(1) 新品種の説明書の要件は以下の通りである^{17), 18)}。

- A：新品種の仮の名称。
- B：新品種が属する属と種の中国語及びラテン語の名称。
- C：新品種の育成地及び育成の開始と終了の時期。
- D：新品種と国内外の類似品種との比較に関する背景状況の説明。
- E：育成過程及び育成方法の説明。系譜図表

と文字との両方の説明を備えなければならない。系譜図表とあわせて出願品種の親植物の説明、具体的な育成方法、育成経過、育成条件の説明、及び交雑育種に使用された親品種の特徴又は繁殖材の説明を含む。

- F：国内外の販売に関する説明。
- G：区別性、均一性及び安定性に関する詳細な説明。形態的特徴と生物学的特徴を含む品種の特性の詳しい説明。
- H：新品種に適した地域又は環境、及び主な栽培技術に関する説明。育種時期に必要な温度、栽培の密度、又は施肥程度等を含む新品種の栽培条件及び栽培技術要件を説明しなければならない。
- I：写真の説明。
- J：特性表。審査費を納める時に提出しても良い。

(2) 新品種の写真の要件は以下の通りである^{17), 18)}。

- A：新品種の形態的特徴の区別性を説明できるもの。
- B：同一性状の比較が同一写真中にあること。
- C：必要に応じて要求されるカラー又は白黒写真、サイズは、8.5cm×12.5cm又は10cm×15cmでなければならない。
- D：全ての写真に説明を付けること。形態的特徴の区別性の説明、写真の倍率、他の必要な説明。

写真の要件を満たさない場合は、補正するため、植物の特有な生物的特徴である植物成長の季節が原因で、補正が次の年になる可能性もあり、十分な注意が必要である。写真の補正の遅れで、初歩審査に合格できないため、仮保護の執行ができない場合もある。

4.3 初歩審査、公表、仮保護

農業部及び林業局の審査担当機関は、品種権

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の出願を受理してから6ヶ月以内で初歩審査を完了する。初歩審査の内容は主に、出願品種が中国の保護リストに含まれること、品種の新規性（未販売性）を満たすこと、及び品種名称の適切性を満たすことについて審査する。中国は、78年UPOV条約加盟国なので、公表した保護リストに挙げられた物に限って保護される。新規性については、中国国内で、出願日から1年遡った日より前に育成者の同意を得て出願品種の繁殖材を販売していないこと、又は国外で、出願日から4年（蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物は6年）遡った日より前に育成者の同意を得て販売していないことが要件である。新規性喪失の例外が設けられおり、保護リストに新たに加入された品種に関して、新規の保護リストが発行された日から農業部で2年又は林業局で1年以内での出願については、中国国内で4年以上にわたって販売されていなかった場合、新規性を満たすものとみなされる。名称の適切性とは、出願品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと、数字のみからなるものでないこと、及び社会的モラルに反するものでないことである^{17), 18)}。

初歩審査において、初歩審査の要件を満たさない場合、補正命令が発行される。3ヶ月以内に補正しなければならない。初歩審査を合格した後に公表され、公表日から品種の仮保護が始まる。78年条約では仮保護について各国の裁量になるが、中国では仮保護制度が導入されていて、公表日から登録日まで品種の仮保護が侵害された場合は、登録した後に賠償金を請求することができる¹¹⁾。

4. 4 実体審査

品種権の実体審査（特性審査）は、三種類の方式によってDUS測定報告書を提出し、報告書に基づいて審査を行う¹¹⁾。DUS測定は、区別性（Distinctness）、均一性（Uniformity）、安定

性（Stability）の測定の略語である。三種類の方式とは、資料調査、栽培試験及び現地調査を指す。資料調査とは、申請書類又は他の資料による審査方式である。過去に林業局がヨーロッパから22件のDUS報告書を購入し審査したことがあるが、そのほかは、ほとんど使われていない¹⁴⁾。栽培試験とは、審査官が主導し、栽培試験実施機関の試験区で、新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、各特性を観察する方式である。現在の中国の実体審査の95%は、この栽培実験による審査となっている¹⁴⁾。また、現地調査とは、出願者が主導し、出願者が新品種を新品種と最も近い対照品種とともに栽培し、審査官が現地に行き、各特性を観察する方式である。

実体審査は、品種ごとの審査基準によって行う。補正命令以外には特許の実体審査のような審査官と出願人の間の拒絶理由通知書と意見書のやり取りはない。

具体的な品種権の付与の条件は、区別性、均一性、安定性を満たすことである。区別性とは、既存品種と重要な形質（形状、品質、耐病性等）で明確に区別できることをいう。均一性とは、新品種が予想しうる変化を除いて、繁殖後の同一世代でその特徴又は特性の面で均一であること（播いた同一世代の種子から全て同じものができること）をいう。安定性とは、新品種が繰り返しの繁殖後も、又は特定の繁殖サイクルの終了時に、その特徴又は特性を不変に保っていること（何世代増殖を繰り返しても同じものができること）をいう¹⁹⁾。

実体審査に合格した後に、品種権付与の通知書が発行される。通知書を受取った日から3ヶ月以内に初年度の登録費を納めて、品種権が品種登録簿に記載、公示される。また、品種権証書が品種権者に交付され、交付日から、植物品種権の効力が始まる¹¹⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 5 不服審判、無効審判及び審決取消訴訟

品種権申請を不合格とした審査に対し、拒絶査定を受取ってから3か月以内に、再審査（不服審判）を要求することができる。再審査委員会が6か月以内に審判決定し、出願者に知らせなければならない。また、登録された品種に対してでも、無効宣告（無効審判）を要求することができる。無効宣告で取消された品種権は最初から存在しなかったこととなるが、既に実施された品種権侵害審決、品種の実施許諾又は品種権の譲渡に関する契約には、遡及することができない¹⁰⁾。

無効宣告による侵害訴訟への影響については、品種権は実体審査を経て取得されたものとして、法的安定性が高いと認定されるため、無効宣告を要求しても侵害訴訟が続けられる²⁰⁾。また、再審査委員会の審判決定に満足できない場合は、審判決定を受け取った日から15日以内に審決取消訴訟を提起することができる¹¹⁾。

4. 6 品種権を取得するためにかかる費用

中国における品種権を取得するためにかかる費用は、主に代理人への費用と審査官庁への費用との二つである。中国現地代理人への費用は、新品種技術の難易程度及び仕事量または代理事務所によって、数万から数十万円程度である。審査官庁への費用は、一般的に、出願費は1,800中国人民元（以下、「元」という）、実体審査費は4,600元、栽培試験が必要な場合は実費負担となる（露天栽培の場合、約3,000～4,000元/件）。そして、年度登録料は1～3年目が1,500元/年、以降は3年ごとに30%アップする。初年度登録までの審査官庁へ合計費用は、中国で栽培試験がある場合、およそ11,000元程度であり、日本円で約18万円前後（人民元を基準、2006年1月1元＝16円）である。そのほか、日本の代理人費用、翻訳費又は種子等の通関、郵送手数料等

もかかるので、一つ品種権を取得するまで少なくとも数十万円の費用がかかる²¹⁾。

5. 中国における品種権の権利行使

5. 1 品種権の内容

中国における品種権の内容には、植物品種保護条例によって、品種の商業上の生産及び販売の独占権（例外あり）、品種権の譲渡権、及び品種名の使用義務等を含む。登録された品種は、種子及び繁殖のための植物体の一部（栄養体）について、品種権者の同意を得ずに商業目的で生産、販売してはならない。F1品種の生産のための親品種としての反復利用も同意が必要である¹⁰⁾。品種権の例外として、試験研究目的のための実施及び農家の自家増殖のための実施に対して、品種権者の同意を得ず、実施料が払われなくても実施することができる。また国家と公衆の利益のために、強制実施の規定も設置されている。強制実施を行う時、品種権者に合理的な実施料を払わなければならない、強制実施の決定又は実施料に不満がある場合は、通知を受取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。なお、中国の品種保護制度を1999年に実施し始めて以来、強制実施の決定を行ったことはない¹⁴⁾。中国における品種権の存続期間は、登録日から、蔓植物、森林樹木、果樹及び観賞植物については20年、そのほかの植物については15年である¹¹⁾。

5. 2 品種権の主な侵害方式

2001年に中国の品種権の権利行使が行われて以来、中国における品種権侵害形式は、主に2種類ある⁹⁾。第一類は、商業侵害であり、育成者の許可なく登録品種の繁殖材を商業目的で生産又は販売し、また登録品種を他の品種の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用することである。第二類は、偽物侵害であり、登録

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

品種でない物を登録品種と偽ることである。

現在の中国の品種権における侵害の特徴として、商業侵害より、優秀品種の偽物侵害（詐称事件）が多いようである。その悪影響は、偽物品種を購入した農家は予想した収穫物ができない、また本物の優秀品種である登録品種が売れなくなる可能性がある。

5. 3 品種権侵害の対策

中国における品種権侵害の対策は、当事者間の話し合いにより解決できなければ、行政と司法の二つのルートがある¹¹⁾。行政ルートでは、品種権者又は利害当事者は、商業侵害の場合は侵害地の省レベル以上に対して、又は偽物侵害の場合は県レベル以上の人民政府の農林部局に対して、各部局の権限に従って侵害事件を取り扱うことを要求できる。司法ルートでは、品種権者又は利害当事者は、直接人民法院（裁判所）に提訴することができる。

人民政府の農林部局は、各部局の権限に従い、また当事者の自由意志の原則に基づき、侵害によって生じた損害の賠償について調停を行うことができる。調停によって合意に達した場合、それは関連当事者間で実施されるものとする。調停によって合意に達しなかった場合、品種権者または利害当事者は民事訴訟手続きに従って人民法院に提訴することができる¹¹⁾。

5. 4 知財訴訟の種類と留意点

中国における知財訴訟は、基本的に日本と同じように3種類が存在する²⁰⁾。まずは、行政訴訟で、知財権を付与する機関の長官と当事者との間の訴訟であり、例えば、審決取消訴訟である。二番目は、民事訴訟で、権利者と権利侵害者との間の訴訟であり、例えば、植物品種の商業侵害の訴訟である。三番目は、刑事訴訟で、公訴人と犯罪容疑者との間の訴訟である。中国の知財の刑事訴訟は、社会に悪影響を与え、多

大な損失が与えた非常に重大な知財権利の詐称事件に限定されており、例えば、植物品種の悪質な偽物侵害訴訟である。

中国における知財訴訟の留意点について、知財訴訟の管轄の裁判所は、侵害行為の発生地²²⁾の裁判所が管轄裁判所となると明確に規定している²²⁾。また、知財訴訟の時効は、知的財産（品種権を含む）が侵害された日から2年である。2年以上経過した場合でも、侵害の差止を状況によって請求することができるが、損害賠償の金額は、訴訟が起された時点の2年前から計算する。そして、権利侵害紛争の判決について、侵害者に対して侵害行為の停止を命じ、違法な収入を没収し、また侵害者をその違法な収入の5倍以下の金額をもって罰することができる²²⁾。侵害の金額が確定できない場合は、人民法院は当事者の請求又は職権により50万人民元以下の損害賠償額を決定することができる¹⁴⁾。

6. おわりに

2001年年末に中国が正式にWTOに加入し、日本から中国への年間特許出願件数は、2002年は18,275件、2003年は24,241件、2004年は30,444件で大幅に増加した²³⁾。その原因は、中国の知財法の改善と中国経済の急速な発展とともに、2002年11月の日本の【知的財産基本法】の成立による知的財産立国に向けた施策がある。特許出願と比べて、日本から中国への植物新品種の登録出願は、現在ではまだ少ない。中国の植物新品種の保護制度についても、日本の育成者には未知な部分が多い。しかし、近年中国経済の急速な成長によって、中国の農林水産製品は、日本も含めて世界各国に大量に進出している。筆者は、農林水産省生産局種苗課による委託で、農林水産先端技術産業振興センターが主催した2005年12月の「中国植物品種保護制度交流考察団」、及び2006年2月の「中国、韓国植物保護官民合同ミッション」に参加して得

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

た現在の中国の植物新品種の保護現状について、中央政府（農業部と林業局）は、品種権を全力に守ろうとの姿勢がみえている。しかし、地方への訪問によると、例えば花の産地雲南省において、日本の品種が育成者に無断で栽培されているが、日本の品種の多くが中国で登録されていないため、法律的な面から取り締まることが難しい。中国は人件費が安く、土地が広い農林製品の世界の主な生産地であること、または中国経済が急速に発展していることを考慮すると、このような時期にこそ、日本の育成者は中国の植物品種保護制度についてもっと知るべきであり、中国において積極的に日本で育成された植物新品種の権利を取得し、適切な権利行使を行っておくことが重要であろう。

なお、本稿の作成にあたって、植物品種保護分野で長年にわたり適切な保護に努めてきた専門家である、平木国際特許事務所所長平木祐輔弁理士、矢花公平弁護士、及び農林水産先端技術産業振興センター企画調査部 下野章司課長と農林水産省種苗課審査室 永田明室長から貴重なご指導を頂き、深く感謝申し上げます。

注 記

- 1) 村林隆一等、『植物新品種保護の実務』, p.462 (2004), 財団法人経済産業調査会
- 2) 特許庁、『産業財産権標準テキスト特許編 (第4版)』, p.4 (2004), 社団法人発明協会
- 3) 平木祐輔, 日本工業所有権法学会年報24号, 「欧米日における特許制度と品種保護制度による植物保護の交錯」, pp.15~16 (2000)
- 4) 村林隆一等, 『植物新品種保護の実務』, p.193 (2004年) 財団法人経済産業調査会
- 5) 平木祐輔, 日本工業所有権法学会年報24号, 「欧米日における特許制度と品種保護制度による植物保護の交錯」, pp.4~15 (2000)
- 6) Richard E. Bizley, 平木祐輔 (訳), 日本国際知的財産保護協会月報 (AIPPI) Vol.37 No. 11・12, 「生命体特許について」, p.590 (1992)
- 7) 植物新品種保護国際同盟 (UPOV), <http://www.upov.int/> (参照日2005.12.15)

- 8) 小林 正, レファレンス 55 (8), 「種苗法の沿革と知的財産保護」, pp.33~34 (2005)
- 9) 中華人民共和国国務院報道弁公室, 中国政府の白皮書, 「中国の知的所有権保護の新たな進展」, p.10 (2005)
- 10) 丸山恵史, 「果樹種苗」第92号, 「植物新品種育成者権の国際間での保護と権利行使 (2) - 韓国・中国の品種保護制度の現状と方向 -」, pp.2~7 (2003)
- 11) 中国政府【中華人民共和国植物新品種保護条例】(1997)
- 12) 中国林業局植物品種保護官庁 http://www.cnpvp.net/old-www/list_of_plants.htm (参照日2005.12.15)
- 13) 中国農業部植物品種保護官庁, <http://www.cnpvp.cn/bhtml/default.htm> (参照日2005.12.15)
- 14) 農林水産先端技術産業振興センター (STAFF) 企画調査部の「2005年中国植物品種保護交流考査団」による調査。
- 15) 中国国家知識財産権局, 農業知識財産情報, 陳韻韻「UPOVから見る植物新品種保護の発展」, http://www.sipo.gov.cn/sipo/ztxx/nyzscqxx/t20040922_34125.htm (参照日2005.12.15)
- 16) 中国農業部植物品種保護官庁 <http://www.cnpvp.cn/default.htm> (参照日2005.12.15)
- 17) 中国政府【植物新品種保護条例実施細則 (農業部分)】(1999)
- 18) 中国政府【植物新品種保護条例実施細則 (林業部分)】(1999)
- 19) 日本農林省種苗課品種登録ホームページ <http://www.hinsyu.maff.go.jp/qanda.htm> (参照日2005.12.15)
- 20) 中国国家知識財産権司法保護ネット 中国最高人民法院の段立紅「植物新品種の法律保護」<http://www.chinaiprlaw.com/fgrt/fgrt41.htm> (参照日2005.12.15)
- 21) 平木国際特許事務所種苗室による実務経験
- 22) 中国政府【農業植物新品種所有権侵害事件処理規定】(2002)
- 23) 中国国家知識財産権局の統計結果 <http://www.sipo.gov.cn/sipo/tjxx/default.htm> (参照日2005.12.15)

(原稿受領日 2006年1月16日)